

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人畔柳桑太郎の上告趣意は、事実誤認、量刑不当の主張であり、被告人本人の上告趣意のうち、憲法三六条、三八条一、二項違反をいう点は、記録によれば所論強制、拷問、脅迫等の事実を認めるに足りる証跡はないから、前提を欠き、その余の点は、単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五一年一月三一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	岡	原	昌	男
裁判官	大	塚	喜	一 郎
裁判官	吉	田		豊
裁判官	本	林		譲